

筑西市では 若者・子育て世代の 住宅取得をサポート



子育て中のわが家に
50万円はとても助か
りました。

住宅取得奨励金受給者の声

この制度を知った きっかけ

昨年(2023年)の4月に、一軒家を建て小栗に住み始めた前田良太さん一家。以前は、稲野辺の賃貸住宅に住んでいましたが、長男の海斗くんが小学校に入るのをきっかけに、良太さんの実家がある小栗へ戻ってきたそうです。「家を建てようとしていたときに、広報紙でこの制度を知りました。子どもがいて、お金が必要なときだったのでとても助かりました」と良太さん。50万円の奨励金は、建築費用に充てたそうです。

筑西市の魅力

「同僚たちから、自分の住んでいる市では、このような制度はないので羨ましいと言われます。市外からの転入者だけではなく、市内に住んでいる僕のような人でも対象になるのはうれしいです。多くの人がこの制度を知って、筑西市に住むきっかけになればいいなと思います。後輩たちにも声をかけています。筑西市は、何より人が温かい。そんな地元が大好きですね」と笑顔で話す良太さん。家族5人の笑顔が溢れていました。

50万円

若者・子育て世代 住宅取得奨励金



筑西市内に住宅(新築住宅・中古住宅)を取得して定住した若者世帯、子育て世帯に対し、1世帯あたり50万円を交付します。

■対象者

- ・奨励金の交付を受けた日から5年以上対象住宅に定住する意思があること
- ・対象住宅の2分の1以上の所有権が確認できること
- ・居住する世帯員全員に市税などの滞納がないこと
- ・以下のいずれかに該当すること

A 申請者・配偶者(同居)がともに40歳以下である(申請日時点)。

B 18歳以下(高校生相当)の子(同居)がいる(申請日時点)。

■申請期間

・対象住宅の所有権登記受付年月日から6か月以内

■対象住宅

【新築住宅】

- ・新築住宅又は建売住宅・分譲マンションなど(建築後未使用のもの)で、完成後1年以上の住宅
- ・居住部分の延べ床面積が50㎡以上の住宅

【中古住宅】

- ・建築基準関係規定に適合している住宅
 - ・使用されたことがある又は完成から1年を超える住宅
 - ・昭和56年6月1日以降の建築基準法の耐震基準を満たす住宅
 - ・居住部分の延べ床面積が50㎡以上の住宅
 - ・「3親等以内の親族」以外から購入した住宅
 - ・購入価格(土地代含む)及び修繕費用の総額が300万円以上の住宅(税込み)
- ※申請に必要な提出書類やその他の要件は、市ホームページをご覧ください。



問企画課地方創生推進室

(本庁4階) ☎24・2197

20万円

多世代同居 住宅取得等奨励金



子世帯又は孫世帯の市外からの転入に伴う多世代同居（市内において親世帯及び子世帯又は孫世帯が同一敷地内又は隣接する敷地内に居住すること）をすするため住宅（新築・中古）の取得又は増改築を行った場合、当該家屋の所有者に対して奨励金として20万円を交付します。なお、「若者・子育て世代住宅取得奨励金」の交付要件に合えば、そちらとの併用も可能です。

■対象者

- ・対象住宅の2分の1以上の所有権を確認できること
 - ・多世代同居の世帯員全員が、奨励金の交付を受けた日から5年以上多世代同居をする意思を有していること
 - ・居住する世帯員全員に市税などの滞納がないこと
 - ・申請日において子世帯又は孫世帯が次のA・Bに該当し、かつ、本市へ転入した日の翌日から起算して1年以内の間にあること
- A** 市民でなくなった日から1年以上経過した後再び本市に転入している人の世帯であること

B 市民であったことのない人の世帯で本市に転入していること

・申請日において、対象者の同居パターンに合致すること
 ※対象者・対象住宅の要件、申請に必要な提出書類やその他の要件は、市ホームページをご覧ください。



☎ 企画課地方創生推進室
 (本庁4階) ☎ 24・2197

「フラット35」 子育て支援型



市は、住宅金融支援機構との間で住宅ローン「フラット35」子育て支援型」に関する連携協定を結んでおり、次の対象者が利用する場合、当初5年間の金利が0・25%（フラット35）Sとの併用で0・5%引き下げとなる優遇措置が受けられます。

■対象者

・「若者・子育て世代住宅取得奨励金」の要件に該当し、申請者が50歳以下（申請日時点）で18歳以下（高校生相当）の子がいること

■利用方法

・「フラット35」の借入れ契約前までに、「利用対象証明書」を取扱金融機関へ提出してください。「利用対象証明書」は、企画課地方創生推進室で「利用申請書」を受け付け、要件などを確認後に交付します。※申請に必要な提出書類やその他の要件は、市ホームページをご覧ください。



☎ 企画課地方創生推進室
 (本庁4階) ☎ 24・2197

最大
10万円

住宅リフォーム 助成事業補助金



市民が市内の施工業者を利用し、個人住宅部分のリフォームを行う場合に助成します。

※予算の範囲内での助成となりますので、予算に到達次第終了となります。申請に必要な提出書類やその他の要件は、市ホームページをご覧ください。

■申請できる人

- ・助成を受けようとする住宅の所有者であり、継続して3年以上住民登録し居住していること
- ・市税などを滞納していないこと
- ・市で実施している他の同様の助成を受けていないこと

■対象となる建物

・申請者が市内に所有し、申請時において継続して3年以上居住している個人住宅（店舗などの併用住宅は個人住宅部分のみ対象）

※本事業の助成は同一の住宅につき1回限りです。過去に助成を受けている住宅は対象外となります。

■対象工事

- ・住宅の維持及び機能向上のために行う工事
- ・市内の施工業者に依頼する工事
- ・工事金額が20万円以上（消費税除く）
- ・未着工の工事であること（交付決定後に着工するもの）

・12月31日（火）までに工事が完了するもの

※交付決定後、工事費が変更となる場合、助成金の増額変更はできません。

■受付開始日

・4月1日（月）～ ※土・日、祝日を除く

工事金額	助成金	工事例
20万円以上 100万円未満	対象工事費の10% (千円未満切り捨て)	既存住宅の増築・改築工事、浴室・キッチン・トイレのリフォーム、床・内壁・天井の内装工事、外壁張替・塗装・屋根の工事、耐震補強工事など
100万円以上	10万円	

☎ 商工振興課 (本庁3階)
 ☎ 54・7011